内閣官房令

○内閣官房令第九号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和七年十月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表（第一条関係）			**別表**（第一条関係）		
所在地	官署		所在地	官署	
［略］	［略］	［略］	［同上］	［同上］	［同上］
岐阜県	岐阜森林管理署白鳥森林事務所	［略］	岐阜県	岐阜森林管理署白鳥森林事務所	［同上］
郡上市白鳥町白鳥二〇三の八	岐阜森林管理署	［略］	郡上市白鳥町白鳥四一五の二	岐阜森林管理署	［同上］
下呂市小坂町大島一六四三の二	岐阜森林管理署小坂森林事務所	［略］	下呂市小坂町大島一六四三の二	岐阜森林管理署小坂森林事務所	［同上］
下呂市小坂町湯屋四	岐阜森林管理署濁河森林事務所	［略］	下呂市小坂町湯屋四	岐阜森林管理署濁河森林事務所	［同上］
下呂市小坂町湯屋四	岐阜森林管理署大洞森林事務所	［略］	下呂市小坂町湯屋四	岐阜森林管理署大洞森林事務所	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この内閣官房令は、令和七年十一月一日から施行する。

省令

○厚生労働省令第百十一号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百条第一項の規定に基づき、石綿障害予防規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎